

令和7年度  
市民税・府民税  
特別徴収のしおり

目 次

市民税・府民税の納税義務者など	1
特別徴収の範囲など	1
特別徴収税額の納入方法など	2
転勤・退職等の異動手続き	4
異動届出書記入例	5
退職所得にかかる市民税・府民税の特別徴収について	7
退職手当等にかかる市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書	8
給与所得者異動届出書	10
特別徴収への切替依頼書	11
特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	12
市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	13
取扱店及び郵便局の指定について	14



四 條 畷 市



令和7年5月

特別徴収義務者 様

大阪府四條畷市長

### 令和7年度市民税・府民税特別徴収義務者の指定について

平素は、市民税・府民税の特別徴収事務につきまして、格別のご配慮をいただきありがとうございます。

さて、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに四條畷市税条例第37条の規定により、貴社（殿）を特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額を別紙のとおり通知いたします。

つきましては、市民税・府民税の特別徴収事務を行っていただく場合の手引きとして、この「しおり」を作成しましたので、ご活用いただき、今後とも特別徴収にご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

# —— 特別徴収のしおり ——

## 市民税・府民税の納税義務者など

### 1. 納税義務のある人

令和7年1月1日現在、四條畷市内に住所のある人

### 2. 納税義務のない人

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

(2) 前年中の合計所得金額が135万円以下で次に該当する人

- ・障害者
- ・未成年者（18歳未満で未婚の人）
- ・ひとり親及び寡婦

(3) 前年中の合計所得金額が、次により計算した金額以下の人は、均等割は課税されません。

$$35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \boxed{21\text{万円}}$$

(4) 前年中の総所得金額等の合計額が次により計算した金額以下の人は、所得割は課税されません。

$$35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \boxed{32\text{万円}}$$

ただし、控除対象配偶者又は扶養親族のない人は、 の金額の加算はありません。

## 特別徴収の範囲など

### 1. 特別徴収と普通徴収

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように給与の支払者が、毎月給与を支払う際に、給与の支払を受ける人（納税義務者）から、市民税・府民税を徴収し納税していただく制度で、特別徴収義務者とは、その給与の支払者をいいます。普通徴収とは、納税通知書を交付することにより、直接納税義務者から徴収する制度のことです。

### 2. 特別徴収の範囲

前年中に給与の支払があり、かつ、令和7年4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては特別徴収の方法により市民税・府民税を徴収することになっています。

なお、特別徴収により徴収する税額は、原則として給与所得に対する所得割額と均等割額の合計額ですが、給与所得以外の所得を有する人については、申告等によりその所得に対する所得割額を合計して税額を算出している場合もあります。

公的年金所得で課税がある方は公的年金からの特別徴収になります。

ただし、65歳未満で、かつ、給与所得以外に年金所得がある場合は原則として給与からの特別徴収になります。

## 特別徴収税額の納入方法など

### 1. 給与等に係る特別徴収税額の納税義務者からの徴収

特別徴収していただく税額は、特別徴収税額の通知書（納税義務者用）に記載されている税額で、6月から翌年5月までの12回に分けて納税義務者に給与を支払われる際、天引きで徴収していただくことになっています。

ただし、特別徴収税額が、均等割額及び森林環境税額に相当する金額5,300円以下の納税義務者については、6月に支払われる給与から全額を徴収していただくことになっています。

### 2. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に変更があったり、退職等による「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を受理したとき、又はその他の理由により特別徴収税額を変更する必要があると認められた場合には「特別徴収税額の変更（決定）通知書」を送付いたしますので、これによって以降の月割額を変更し、徴収のうえ納入してください。

### 3. 特別徴収税額の納入

#### (1) 納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日（この日が土・日曜日又は祝日の場合は、その次の平日となります。）になっています。各月分の納入期限は、納入書の納入期限欄に記載のとおりです。

#### (2) 納入方法

各納税義務者から徴収された月割額の合計額を同封の「個人市民税・個人府民税納入書（特）」で納入してください。

◇ 一括徴収された税額は、他の納税義務者の特別徴収税額と合計して納入書の「(2) 納入金額」の「給与分」欄に記入し、納入してください。

◇ 納入場所は納入書の裏面及び3ページに記載してあります。

◇ 納入書は14枚綴りで末尾の2枚（予備）を除きそれぞれ月別の表示がしてありますので、必ず当該月の用紙をご使用ください。なお、金額に変更があった場合は、金額を訂正のうえ納入してください。訂正方法については納入書の裏面をご参照ください。

二重納付を防ぐため、新しい納入書はお送りしません。書き損じ等で新たな納入書が必要であればお申し出ください。

◇ 指定番号、所在地（住所）及び名称（氏名）については、あらかじめ印字していますが、変更・訂正等がある場合は「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（12ページ）を提出してください。

◇ 給与支払報告書（総括表）で「納入書不要」とされた場合は納入書を同封していません。この場合は市民税・府民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）の最下段に「\*\*\* 納入書なし\*\*\*」と表示しています。

### (3) 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合において、市長の承認を受けた場合は、6月から11月までの分を12月10日まで、12月から5月までの分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。希望される場合は「市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」(13ページ)を提出してください。

### (4) 特別徴収税額の期限後納入

納入期限までに徴収した税額を納入されない場合は、納入期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に延滞金特例基準割合(※1)に年7.3%の割合(ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、特例基準割合に年1%の割合)を加算した割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。なお、特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

	本 則	特 例
納期限後1ヶ月经過後	14.6%	特例基準割合(※1)+7.3%
納期限後1ヶ月以内等	7.3%	特例基準割合(※1)+1%

※1 延滞金特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年9月から前年8月までにおける平均に、年1%を加算した割合です。

#### 【納入場所】

1. 四條畷市指定金融機関(四條畷市役所内)
2. 下記の取扱金融機関の本店または支店(出張所)(順不同)  
りそな銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行  
南都銀行 紀陽銀行 京都銀行 大阪信用金庫  
大阪厚生信用金庫 大阪シティ信用金庫 枚方信用金庫 成協信用組合 のぞみ信用組合  
近畿労働金庫 大阪東部農業協同組合  
近畿2府4県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)のゆうちょ銀行・郵便局

※近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付を希望される場合は、「指定通知書」(14ページ)を当該ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

※上記の取扱金融機関においては年度途中で変更や別途手数料が発生する場合があります。

## 転勤・退職等の異動手続き

納税義務者が転勤（転職）又は退職等の理由により給与の支払を受けなくなった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（10ページ）に必要事項を記入のうえ、その理由が発生した月の翌月の10日までに提出してください。

〈注〉この届出書の提出が遅れますと、転勤・退職された納税義務者が一度に多額の税額を納めなければならないとなり、また特別徴収義務者についても転勤・退職された納税義務者の翌月以降分が未納となり、督促状をお送りすることになります。

### （1）転勤（転職）の場合

転勤などにより勤務先が変わった場合、その新しい勤務先で引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを納税義務者が希望した場合には、特別徴収を継続いたします。この場合、新たに給与などの支払をすることとなった勤務先の名称・所在地、及び何月分から徴収していただくことになるかを新しい勤務先へ連絡済であるかどうか、その他必要な事項を記入してください。

### （2）退職等の場合

#### ① 一括徴収する場合

特別徴収税額のある納税義務者が退職された場合、次に該当するときは、特別徴収税額のうち特別徴収の方法によって徴収されないこととなった税額（以下「残税額」といいます）について、退職手当などが支払われた際、特別徴収義務者において残税額の全額を一度に徴収し、納入していただくことができます。

#### \*退職の日が令和7年6月1日から12月31日までの場合

退職した納税義務者から一括徴収の旨の申し出があり、かつ、残税額を超える給与又は退職手当が支給される場合は、その支給の際に残税額をまとめて徴収してください。

#### \*退職の日が令和8年1月1日から4月30日までの場合

残税額を超える給与または退職手当が5月31日までに支給されれば納税義務者からの申し出がない場合であっても、支給の際に必ず残税額をまとめて徴収してください。

「一括徴収」欄に退職手当等からの徴収予定額、納入月分を記入してください。

#### ② 一括徴収しない場合

特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合、特別徴収税額のうち、給与等から徴収できなくなった税額は普通徴収の方法で納税義務者から直接納めていただきます。この場合、退職した人の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動事由などを記入して提出してください。

### （3）特別徴収へ切替えを希望する場合

「特別徴収への切替依頼書」（11ページ）に記入して提出してください。



●特別徴収継続（例：転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合）

×× 年度 市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出 府民税 特別徴収

受付印

四條畷市長

和令 ×× 年 9 月 4 日 提出

〒 575-8501 大阪府四條畷市

株式会社

個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

フリガナ ナワテ ミドリ

氏名 曙 緑

生年月日 元号 3 1 明治 2. 大正 55 年 12 月 31 日

個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

1月1日現在 四條畷市中野本町×-×-×

特別徴収税額 (年税額) 120,000 円

徴収済税額 (4) 6 月分から 9 月分まで 30,000 円

未徴収税額 (7)-(4) 9 月分から 10 月分まで 90,000 円

異動年月日 和令 ×× 年 8 月 31 日

異動の事由 1. 転勤・転居 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他

1 特別徴収継続を選択し、下段の「1 特別徴収継続場合」の欄にも該当する項目を記入してください。

退職などの異動のあった年月日を記入してください。

① 特別徴収継続の場合（給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

〒 575-8501 大阪府四條畷市中野本町△-△-△

特別徴収指定番号 123456

氏名 中野 太郎

新しき勤務先へは、月割額 10,000 円 9 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

マルサンカクカシキガイシャ

○△株式会社

法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3

② 一括徴収の場合

8月31日転勤で8月分まで特別徴収した給与と所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

③ 普通徴収の場合

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記入してください。

注意 1. 提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。 2. 特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。 3. 太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。 4. 給与所得者本人が国外に出自されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。 5. 退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

●特別徴収への切替（例：入社して普通徴収から特別徴収へ変更する場合）

特別徴収への切替依頼書

四條畷市長宛

フリガナ カシキガイシャマルマルショウジ

名称 (氏名) 株式会社 OO商事

〒 575-8501 大阪府四條畷市中野本町×-×-×

×× 年 9 月 15 日 提出

特別徴収義務者指定番号 987654

特別徴収納入書 切 要 □ 不要

人事部長 大阪 一郎

00-0000-0000

普通徴収の納期限が過ぎているものについて特別徴収に切り替えることができます。

下記の者について、10 月分(翌月10日納期限分)より特別徴収を希望する者について、

フリガナ ナワテ ミドリ

氏名 曙 緑

生年月日 昭和55年12月31日

〒 575-8501 四條畷市中野本町×-×-×

1月1日現在の住所 同上

年税額 (ア) 120,000 円

納付済額 (イ) 2 月分まで 60,000 円

差引徴収税額 (ア)-(イ) 60,000 円

申請理由  本人からの申出による  給与の支払が定期的・継続的になったため  入社・復職したため  正社員となったため

備考

10月の給与から差引きを開始する場合、差引徴収税額60,000円を10月～5月分で徴収します。

内部事務処理欄 ※記入しないください

【連携】  要 /  連絡済  有

【口振該当】  要 /  通知  通知一式採取  納入書のみ採取

【通知採取】  要 /  済

【納入書】  要 /  済

【処理日】 入力 / 点検

【基本コード】

## 退職所得にかかる市民税・府民税の特別徴収について

退職所得（退職手当、その他退職により一時に受ける給与などで、以下「退職手当等」といいます）の課税については、所得税と同じように他の所得と分離して退職手当を支払う際に特別徴収していただくことになっています。

### 1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に四條畷市内に住所がある人です。ただし、同日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

### 2. 退職所得控除額の計算

- 勤続年数が20年以下の場合 …… 40万円×勤続年数（最低80万円）
- 勤続年数が20年を超える場合 …… 800万円+70万円×（勤続年数-20年）
- \*勤続年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り上げます。
- \*障害者になったことにより退職したと認められる場合は、上記金額に100万円を加算します。

### 3. 税額の求め方

退職所得の金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満の端数切捨て) ※

※勤続年数が5年以下である役員等は「退職手当等の金額 - 退職所得控除額」の金額

税額 退職所得 × 市民税 6% 退職所得 × 府民税 4%

〈計算例〉 退職手当等の金額 14,223,632円 勤続年数25年 一般退職の場合

① 退職所得控除額 800万円 + 70万円 × (25年 - 20年) = 11,500,000円

② 退職所得の金額 (14,223,632円 - 11,500,000円) × 1/2 = 1,361,816円

→ 1,361,000円 (1,000円未満の端数は切り捨て)

③ 額の計算 (市民税) 1,361,000円 × 6% = 81,600円 (100円未満の端数は切り捨て)

(府民税) 1,361,000円 × 4% = 54,400円 (100円未満の端数は切り捨て)

### 4. 退職所得にかかる市民税・府民税の納入手続き

退職手当等にかかる市民税・府民税については、退職手当等の支払を受けた日の属する年の1月1日現在の住所地の市町村に納入していただくことになっています。納期限は、退職手当等の支払いを受けた日の属する月の翌月の10日です。なお、納入書の記入については、必ず納入金額欄の「退職所得分」欄に納入金額を記入するほか、裏面の納入申告書に必要事項を記入してください。また、「退職手当等にかかる市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」(8ページ)もあわせて提出していただきますようお願いいたします。



# 退職手当等にかかる 市民税 特別徴収税額納入内訳書

(※印欄は記入を要しません)  
特別徴収義務者指定番号

四條畷市長宛		年 月 日 提出		納入税額		納入税額		納入年月日		特別徴収義務者の所在地・名称		税 額 合 計		退職所得申告書の提出		要 摘	
		年	月	日	円	円	年	月	日	市 民 税	府 民 税						
退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名	退職手当等の支払の支払金額	退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数		退職所得控除後の金額		退職所得控除額		市民税		府民税		合計		有		無	
		自	至	年	日	月	日	円	円	円	円	円	円	円	有	無	
住所	円	年	月	日	年	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
氏名	(役職名)	年	月	日	年	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
住所	円	自	至	年	日	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
氏名	(役職名)	年	月	日	年	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
住所	円	自	至	年	日	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
氏名	(役職名)	年	月	日	年	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
住所	円	自	至	年	日	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
氏名	(役職名)	年	月	日	年	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
住所	円	自	至	年	日	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		
氏名	(役職名)	年	月	日	年	月	日	円	※	円	※	円	※	有	無		

(記入方法などは裏面をご覧ください)

1 この納入内訳書は、退職手当等にかかる特別徴収税額を納入の際に、あわせて四條畷市にご提出ください。

2 この納入内訳書の各欄は、次により記入してください。

① 「退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名」欄の住所は、退職手当等の支払を受けるべき年の1月1日現在の住所を記入してください。

なお、その後において住所が変わっているときは、摘要欄に異動後の住所を記入してください。

② 「退職手当等の支払金額」欄には、特別徴収税額を徴収され退職手当等の支払金額（所得税および市民税・府民税などを差し引く前の金額）を記入してください。

③ 「役職名」欄には、会社その他の法人の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員または相談員もしくは顧問などである場合にその役職名を記入してください。

④ 「退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数」欄には、「退職手当等の支払金額」欄に記入された退職手当等について、退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間と勤続年数を記入してください。勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを1年とします。

3 退職手当等の支払を受ける者が、本年中または前年以前4年以内に支払の確定した退職所得の支払を受けたことがある場合には、「退職所得申告書」の写しを添付してください。

※お忙しいところ恐れ入りますが、この納入内訳書の提出について特別徴収義務者のご協力をお願いいたします。

年度 市民税 府民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日まで給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。（一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は二月第一日曜日をもって提出期限となります。）

受付印 令和 年 月 日 四條巖市長	所在地（住所） 名称（氏名） 個人番号又は法人番号		特別徴収義務者 給与支払者 提出		課税担当氏名 電話	特別徴収指定番号 宛名番号
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	新姓	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
生年月日	元号	西暦	年	月	日	年
個人番号	1. 明治 2. 大正 ← 3. 昭和 4. 平成	年	月	日	日	年
住所	1月1日現在	年	月	日	日	年
所得者	異動後	年	月	日	日	年
特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額 (円)		未徴収税額 (円)		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
異動の事由 ※事業主及び従業員の間での異動のみによる普通徴収への切り替えはできません。		異動年月日		異動の事由 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 ← 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 (理由を右欄に記入)		

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 住所 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円	氏名 担当 電話番号	特別徴収指定番号
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
納入書の要否 (新用の場合のみ記載)	番号を記入	受給者番号	納入書の要否 ① 必要 ② 不要

※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入	徴収予定額 (円)と同額	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。
←	円	月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の場合（一括徴収しない場合）

番号を記入	異動年月日	異動年月日	異動年月日
←	1. 異動年月日 6月1日	2. 異動年月日 12月31日	3. 異動年月日 4月30日

異動年月日(1月1日～4月30日)の場合、原則、一括徴収してください。

1. 異動年月日(6月1日～12月31日)でかつ本人からの申出がないため。

2. 異動年月日(1月1日～4月30日)でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(円)を一括徴収できないため。

3. 死亡による退職のため。

注意事項

- 提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。
- 特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。
- 本件内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。

年度	月分	1	特別徴収義務者を変更	入力	点検
年度	以降の月	2	普通徴収へ切替		
年度	以降の月	3	一括徴収		
年度	以降の月	4	その他		
年度	以降の月	1	特別徴収義務者を変更	入力	点検
年度	以降の月	2	普通徴収へ切替		
年度	以降の月	3	一括徴収		
年度	以降の月	4	その他		

# 特別徴収への切替依頼書

※個人事業主の方は法人番号欄への記入は不要です。

四條 暲市長宛		フリガナ 特別徴収関係書類 送付先	フリガナ 名称 (氏名)	法人番号 (個人番号は記入不要)		※新規の場合記入不要	
				特別徴収義務者 指定番号		※新規の場合のみいずれかに○を記入 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
年 月 日 提出	特別徴収義務者 (住所)	フリガナ 所在地 (住所)	〒 -	特別徴収納入書		※新規の場合のみいずれかに○を記入 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
				連絡先		所属	
代表者 氏名		氏名		氏名		電話番号	
電話番号		電話番号		電話番号		電話番号	

下記の者について、 月分(翌月10日納期限分)より特別徴収を希望します。

フリガナ	氏名	生年月日	〒 -	年 月 日	年 税 額 (ア)	※納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。	
						納付済額 (イ)	月分まで 期分まで
現住所	〒 -	1月1日現在の住所	〒 -	-	差引徴収税額 (ア)-(イ)	円	備考
フリガナ		〒 -		〒 -		〒 -	

※ 以下に該当する場合、特別徴収に切り替えることができません。  
 ・普通徴収の納期限が過ぎたもの／過年度該当分(前年度以前の課税年度に係るもの)  
 ・すでに納付の済んでいる「納付済額」  
 ・65歳以上の方の公的年金に係る市民税・府民税  
 ※ 本依頼書を受理し切替処理後に、特別徴収税額の通知をいたします。

特別徴収関係書類送付先  
〒 -

上記所在地以外を希望される場合に記入してください

電話番号

【連携】		【口振該当】		【通知抜取】		【納入書】		【処理日】		【基本コード】	
<input type="checkbox"/> 要	/	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 要	入力	点検			
月割:	月 月			<input type="checkbox"/> 通知一式抜取	<input type="checkbox"/> 通知						
通知日:	月 月			<input type="checkbox"/> 納入書のみ抜取							

# 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

※個人事業主の方は法人番号への記入は不要です。

四條畷市長宛  年 月 日 提出	特別徴収義務者 (給支)	フリガナ 名称(氏名) 所在地(住所) 代表者氏名	法人番号 (個人番号は記入不要) 特別徴収義務者 指定番号 所属 氏名 電話番号		
◎ 変更があった場合はすみやかに提出してください。 ◎ 誤読を避けるため、フリガナは必ず記載してください。 ◎ 変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。					
事項	変更前(旧)	変更後(新)	年	月	日
法人番号 (個人番号は記入不要)					
フリガナ					
名称(氏名)					
所在地(住所)					
電話番号					
納入書	□要	□不要			
関係書類送付先 [上記以外を希望される場合に記入してください]	〒	〒			
変更理由	1. 名称変更 □社名変更 □法人成り・個人事業主変更※ □新法人の設立※ □分割による変更 □合併による変更 ( □旧社名の法人は登記上存続し社名変更 □旧社名の法人は登記上解散し合併された※ ) □その他 ( ) 2. 所在地変更 □事務所が移転(法人の場合:本店登記の変更 □有 □無) □特別徴収事務の一本化 ( □既存指定番号( )に名寄せ※ □新規指定番号が必要※ □送付先設定(変更) ) □解散・廃止 □その他( ) ◎上記変更理由のうち「※」印が付いている項目については、指定番号を継続して使用することができません。別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。 □ 1. 合併・吸収・分割先の指定番号( )を使用する □ 2. 新規に指定番号を取得する ※ 1、2の場合には別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。 □ 3. 旧特別徴収義務者の指定番号( )を継続使用する				
合併・吸収及び分割の場合に記入してください	合併・吸収・分割先の名称等 指定番号 □有 ( ) ・ □無 ( ) 内部事務処理欄 (記入しないでください)				
備考	入力	点検			

◎ この届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動申告書を提出したことになりますのでご注意ください。

市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

〔 法第321条の5の2 〕  
〔 条例第40条 〕

年度市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

四條暖市長	年 月 日	申 請 者	住所又は所在地	電話番号	特別徴収 指定番号	特別徴収 者 (特別徴収者)	氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名 印	
	宛	者						
四條暖市税条例第40条の規定による特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。								
特例の適用を受けようとする税額				年 月 日	以後の支払に係る給与又は退職手当等から徴収すべき			
市府民税額				円				
最近6か月間の 給与と支払状況	給 与 所 得 者		臨 時 雇 用 者					
	月	人	月	人	月	人	月	人
	員	支 払 金 額	員	支 払 金 額	員	支 払 金 額	員	支 払 金 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
月	人	円	月	人	円	月	人	円
月	人	円	月	人	円	月	人	円
月	人	円	月	人	円	月	人	円
滞 納 の 有 無	有 無	有 の 事 由	年度		過去1か年に申請書の取消し を受けたことの有無			有 無
納 入 方 法				申請日の属する年の1月1日現在				人
月 割 日	税 額	納 期 限	備 考					人
月 月 月	円 円 円	年12月10日						人
月 月 月	円 円 円	年 6月10日						人

## 取扱店及び郵便局の指定について

特別徴収義務者が近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）以外の取扱店及び郵便局で新しく特別徴収税額を納入される場合は、その取扱店及び郵便局を本市の市民税・府民税（特別徴収税額）取扱店及び郵便局に指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を切り取り、取扱店及び郵便局名をご記入のうえ、事前にその取扱店及び郵便局に提出してください。

なお、念のため、下記にもご記入のうえ、保管してください。

〈特別徴収義務者の控〉

貴社（殿）の納入指定取扱店及び郵便局
所在地
名称

年 月 日

郵便局長 様

ゆうちょ銀行 店 長 様

大阪府四條畷市長

### 指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴店を本市の市民税・府民税（特別徴収税額）取扱店に指定しましたので通知します。

記

- 1 許可又は承認番号 貯業2第263号
- 2 □ 座 番 号 00930-4-960135
- 3 加入者の名称 四條畷市会計管理者
- 4 取りまとめ店 大阪貯金事務センター  
(〒539-8794)



## 令和7年度 特別徴収の納入期限

6月分 7/10 (木)	7月分 8/12 (火)	8月分 9/10 (水)	9月分 10/10 (金)	10月分 11/10 (月)	11月分 12/10 (水)
12月分 1/13 (火)	1月分 2/10 (火)	2月分 3/10 (火)	3月分 4/10 (金)	4月分 5/11 (月)	5月分 6/10 (水)

## 特別徴収事務についてのお問い合わせは

### 四條畷市 財務部 税務課

住 所：〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

電 話：(072) 877-2121 (代)

(0743) 71-0330 (代)

(土・日・祝日・年末年始を除く8時45分～17時15分)

市町村コード：272299

四條畷市ではインターネットを利用した電子申告サービス「eLTAX（エルタックス）」がご利用になれます。

市税の申告には、便利なエルタックスをご利用ください。

## 電子申告eLTAXについてのお問い合わせは

### eLTAXヘルプデスク（地方税共同機構）

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXホームページ「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

電 話：0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

(土・日・休祝日・年末年始を除く9時～17時)

